

白井市住宅用省エネルギー設備等導入促進事業補助金交付要綱

令和 6 年 4 月 1 日

(趣旨)

第 1 条 市長は、家庭における地球温暖化対策の推進に加え電力の強靱化を図るため、住宅用省エネルギー設備等を導入する者に対し、予算の範囲内において、白井市補助金等交付規則（平成元年規則第 10 号。以下「規則」という。）及びこの要綱に基づき補助金を交付するものとする。

(補助金の交付対象)

第 2 条 この要綱において、補助の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、第 3 条に定める住宅（市内に所在し、又は新築する住宅に限り、店舗等の併用住宅を含む。）に次の各号に掲げる未使用の住宅用省エネルギー設備等（以下「補助対象設備」という。）を導入する事業とする。

- (1) 家庭用燃料電池システム（エネファーム）
- (2) 定置用リチウムイオン蓄電システム
- (3) 窓の断熱改修
- (4) 電気自動車
- (5) プラグインハイブリッド自動車
- (6) V 2 H 充放電設備

2 補助対象設備の要件は別表 1 のとおりとする。

(補助対象設備を導入する住宅)

第 3 条 市が補助する補助対象設備を導入する住宅は、別表 2 の補助対象設備ごとの要件を満たすものとする。

(補助対象者)

第 4 条 補助金の交付を受けることができる者は、補助金の交付を申請する年度内に補助事業を実施し、かつ別表 3 の共通要件及び別表 4 の補助対象設備ごとの要件を満たす者とする。ただし、白井市暴力団排除条例（平成 24 年条例第 18 号）第 2 条に規定する暴力団員を除く。

(補助対象経費と補助金の額)

- 第5条 補助の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は補助事業を実施する者が負担した設置費等のうち別表5に示すものとし、補助金の額は別表6のとおりとする。
- 2 前項の補助対象経費の算出に当たっては、消費税及び地方消費税相当額を控除するものとし、設置費等に国その他の団体からの補助金を充当する場合にあってはさらに当該補助金の額を控除した額とする。
 - 3 補助金は電気自動車及びプラグインハイブリッド自動車を除く補助対象設備の種類ごとに、一の住宅に1回(個人による集合住宅の専有部分において利用する設備の導入にあっては1戸に限り1回、マンション管理組合による窓の断熱改修にあっては1棟に限り1回)に限り交付する。ただし、過去に補助金の交付を受けた者と異なる世帯を構成する者が設備を導入する場合にはこの限りではない。
 - 4 補助金は電気自動車及びプラグインハイブリッド自動車にあっては、導入する住宅において、補助対象設備の種類ごとに、申請者ひとりに付き1回に限り交付する。

(交付の申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、補助事業に着手した日の属する年度の2月末日まで(別表2「家庭用燃料電池システム(エネファーム)」、「定置用リチウムイオン蓄電システム」又は「V2H充放電設備」のウに該当する住宅を取得する場合には、住宅の引渡しを受けた日の属する年度の2月末日まで)に、白井市住宅用省エネルギー設備等導入促進事業補助金交付申請書(様式第1号)に、次の各号に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 事業内訳書(様式第1号の1)
- (2) 補助対象設備の導入に係る経費の内訳が記載された工事請負契約書又は見積書等の写し(補助対象設備の導入をリースで行う場合にあっては、リース事業者が購入する設備の購入費・工事費が確認できる書類及びリース契約書の写し)
- (3) 補助対象設備の導入に要した費用に係る領収書の写し又は工事完了引渡証明書等の写し
- (4) 補助対象設備の導入図面(窓の断熱改修においては、平面図、立面図。電気自動車及びプラグインハイブリッド自動車を除く。)

- (5) 補助対象設備の導入状況が確認できる写真（電気自動車等においては、保管場所において撮影した写真。）
- (6) 補助対象設備が未使用品であることを確認できる書類（電気自動車等を除く。）
- (7) 補助対象設備の技術仕様が確認できる書類（カタログ等）の写し
- (8) 住民票の写し
- (9) 白井市税の納税証明書（ただし、申請書により市税の納付状況について市長が確認することに同意した場合は不要）
- (10) 補助対象設備が定置用リチウムイオン蓄電システムの場合は、補助対象設備を導入する住宅が別表2に該当することを証明する書類
- (11) 補助対象設備が窓の断熱改修の場合は、補助対象設備を導入する住宅が別表2に該当することを証明する書類
- (12) 補助対象設備が電気自動車又はプラグインハイブリッド自動車（以下「電気自動車等」という。）の場合は、次の書類の写し
 - ア 電気自動車等を購入する者が居住する住宅が別表2に該当することを証する書類
 - イ 自動車検査証の写し
 - ウ 別表6において、住宅用太陽光発電設備及びV2H充放電設備を併設する場合の補助を受けようとするときは、V2H充放電設備を設置していることを証する書類
 - エ ローン購入でクレジット契約等により自動車検査証の所有者と使用者が異なる場合は、保管場所標章番号通知書の写し又は申請者が保険契約者である自動車保険証（任意保険）の写し
- (13) 補助対象設備がV2H充放電設備の場合は、補助対象設備を導入する住宅が別表2に該当することを証明する書類
- (14) 別表2「窓の断熱改修」の(2)ウに該当する場合は、次の書類の写し
 - ア マンション管理組合の現在の代表者が選定されたことを証す

る書類（総会の議事録等）の写し及び代表者の本人確認書類（免許証、健康保険証、住民票等）の写し（補助事業を実施する者が法人格をもたないマンション管理組合である場合に限り必要）

イ 共同住宅又は長屋（以下「マンション等」という。）であることを証する書類（建築確認通知書、建築基準法第6条の規定による確認済証、賃貸契約書等で、マンション等であることが明記されている書類）の写し（補助事業を実施する者がマンション管理組合である場合に限り必要）

（15） その他市長が必要と認める書類

2 市長は、前項に規定する交付申請書を日ごとの先着順に受け付けるものとし、予算の範囲に達した日又は超えた日をもって受付を終了することができる。

（交付等の決定）

第7条 市長は、前条の申請書が提出されたときは、速やかにその内容を審査し補助金交付の可否を決定するとともに、白井市住宅用省エネルギー設備等導入促進事業補助金交付（不交付）決定通知書（様式第2号）により、申請者に通知するものとする。

（交付の請求）

第8条 前条の規定により補助金の交付の決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、白井市住宅用省エネルギー設備等導入促進事業補助金交付請求書（様式第3号）により速やかに市長に請求しなければならない。

（財産の管理）

第9条 この要綱に基づき補助金の交付を受けて補助事業を実施した者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産について、補助事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって適正に管理するとともに、補助金の交付の目的に従ってその効率的な運用を図らなければならない。

(処分の制限)

- 第 10 条 この要綱に基づき補助金の交付を受けて補助事業を実施した者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産について、市長が指定する期間（以下「財産処分制限期間」という。）は、この補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取壊し、又は廃棄してはならない。ただし、白井市住宅用省エネルギー設備等処分承認申請書（様式第 4 号）により市長の承認を得た場合はこの限りではない。
- 2 前項で定める財産処分制限期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 40 年大蔵省令第 15 号）に定める耐用年数を勘案して、別表 7 のとおりとする。
- 3 市長は、第 1 項ただし書の規定による承認申請書が提出されたときは、その内容を審査し、申請された事項を承認又は不承認とすることは、白井市住宅用省エネルギー設備等導入促進事業補助金設備処分承認（不承認）通知書（様式第 5 号）により、当該申請者に通知するものとする。
- 4 補助金の交付を受けた者は、前項の規定による通知を受けた場合において、財産処分制限期間の満了日までの月数（1 か月未満の期間は算入しない。）の割合に相当する補助金額（千円未満の端数があるときは、その端数は切り捨てるものとする。）を返還しなければならない。
- 5 前項の規定にかかわらず、当該処分が天災、本人の責めに帰さない事故その他のやむを得ない事由による場合において、市長は返還すべき補助金額の全部又は一部を免除することができる。

(交付決定の取消し等)

- 第 11 条 市長は、補助金の交付の決定を受けた者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。
- (1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付の決定を受けたとき。
- (2) この要綱に違反したとき。
- 2 市長は、前項の規定により補助金の交付の決定を取り消したときは、白井市住宅用省エネルギー設備等導入促進事業補助金交付決定取消通知書（様式第 6 号）により、その者に通知するものとする。

(補助金の返還)

- 第 12 条 市長は、前条第 1 項の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、既に当該補助金を交付しているときは、その者に対し期限を定めて当該補助金の返還を命ずるものとする。

(協力の義務)

- 第 13 条 この要綱に基づき補助金の交付を受けて補助事業を実施した者は、市長から事業効果等に関する資料の提供を求められたときは、協力

しなければならない。

(雑則)

第 1 4 条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

- 2 設置者は設備等の設置にあたり、周辺環境への影響について十分に配慮すること。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成 3 1 年 4 月 1 日から施行する。

(失効)

- 2 この要綱は、令和 1 0 年 3 月 3 1 日限り、その効力を失う。ただし、第 9 条から第 1 3 条までの規定は、同日後においても、なおその効力を有する。

(廃止)

- 3 次に掲げる要綱は廃止する。

白井市住宅用省エネルギー設備等設置費補助金交付要綱

附 則

この要綱は、令和元年 7 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

別表1 (第2条) 補助対象設備の要件

補助対象設備の種類	補助対象設備の要件
家庭用燃料電池システム（エネファーム）	燃料電池ユニット並びに貯湯ユニット等から構成され、都市ガス、LPガスなどから燃料となる水素を取り出して空気中の酸素と反応させて発電し、発電時の排熱を給湯等に利用できるもののうち、一般社団法人燃料電池普及促進協会の機器登録を受けているものであること。ただし、停電時自立運転機能を有するものに限る。
定置用リチウムイオン蓄電システム	リチウムイオン蓄電池部（リチウムイオンの酸化及び還元で電氣的にエネルギーを供給する蓄電池をいう。）並びにインバータ等の電力変換装置を備え、再生可能エネルギーにより発電した電力又は夜間電力などを繰り返し蓄え、停電時や電力需要ピーク時など必要に応じて電気を活用することができるもののうち、国が令和4年度以降に実施する補助事業における補助対象機器として、一般社団法人環境共創イニシアチブにより登録されているものであること。
窓の断熱改修	<p>既存住宅に設置されている窓を、断熱性能が高い窓へ改修（内窓の設置を含む。）するにあたり、国が令和4年度以降に実施する補助事業の補助対象機器として、一般社団法人環境共創イニシアチブ又は公益財団法人北海道環境財団により登録されているものであること。加えて、1室単位で外気に接する全ての窓の断熱化をすること。</p> <p>※室とは、壁、ドア、障子、襖等で仕切られている空間をいう。</p> <p>（空気が通り抜けてしまう簡易的な仕切り（カーテン、ロールスクリーン等）は、室を区切る仕切りとして認められない。）</p> <p>補助対象：リビング、ダイニング、寝室、子ども部屋、キッチン、階段、踊り場、納戸、廊下、玄関、トイレ、浴室、屋内ガレージ等</p> <p>※例として、リビングとキッチン・階段・踊り場・廊下が壁、ドア、障子、襖等で仕切られておらず一体の場合は、キッチン・階段・踊り場・廊下の窓も含め、1室と判断し、リビングの窓だけではなく、それらも含め断熱改修が必要となる。</p> <p>※換気小窓（障子に組み込まれ、障子を閉めた状態で</p>

	<p>換気を行うことができる小窓)、300×200mm 以下のガラスを用いた窓及び換気を目的としたジャロジー窓、テラスドア・勝手口ドア、玄関ドアに付属する窓及びガラス等は、改修を要件としない。ただし、補助対象製品を用いた改修を行う場合は補助対象とできる。</p> <p>※マンション等においては、1戸以上の窓の断熱改修を行う場合、エントランス、ロビー、階段、廊下等の、居住の用に供していない共用部分の窓の断熱改修についても補助対象とできる。</p>
電気自動車	<p>電池によって駆動される電動機のみを原動機とし、内燃機関を併用しない自動車（道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第60条第1項の規定による自動車検査証の交付を受けた同法第2条第2項に規定する自動車をいう。以下同じ。）で、自動車検査証に当該自動車の燃料の種類が「電気」と記載されているもののうち、以下の要件を満たすもの。ただし、自動車検査証の用途が「乗用」、自家用・事業用の別が「自家用」と記載されている四輪のものに限る。</p> <p>(1) 申請者が補助金の交付を受けるに当たり、新車として新たに購入したもの（中古の輸入車の初度登録車を除く。）であること。</p> <p>(2) 自動車検査証の使用の本拠の位置が、白井市内の住所であること。</p> <p>(3) 自動車検査証の登録年月日又は交付年月日が、補助金の交付を受ける年度内の日付であること。</p> <p>(4) 国が令和4年度以降に実施する補助事業において、一般社団法人次世代自動車振興センターにより補助対象とされている電気自動車であること。</p>
プラグインハイブリッド自動車	<p>電池によって駆動される電動機と内燃機関を原動機として併用し、かつ外部からの充電が可能な自動車で、自動車検査証に当該自動車の燃料の種類が「ガソリン・電気」又は「軽油・電気」と記載されているもののうち、以下の要件を満たすもの。ただし、自動車検査証の用途が「乗用」、自家用・事業用の別が「自家用」と記載されている四輪のものに限る。</p> <p>(1) 申請者が補助金の交付を受けるに当たり、新車として新たに購入したもの（中古の輸入車の初度登録車を除く。）であること。</p> <p>(2) 自動車検査証の使用の本拠の位置が、白井市内の住所であること。</p>

	<p>(3) 自動車検査証の登録年月日又は交付年月日が、補助金の交付を受ける年度内の日付であること。</p> <p>(4) 国が令和4年度以降に実施する補助事業において、一般社団法人次世代自動車振興センターにより補助対象とされているプラグインハイブリッド自動車であること。</p>
V2H充放電設備	電気自動車等と住宅の間で相互に電気を供給できる設備のうち、国が令和4年度以降に実施する補助事業において、一般社団法人次世代自動車振興センターにより補助対象とされているものであること。

別表2 (第3条) 補助対象設備を導入する住宅の要件

補助対象設備の種類	補助対象設備を導入する住宅の要件
家庭用燃料電池システム（エネファーム）	<p>次の各項のいずれかに該当すること。</p> <p>ア 補助事業を実施する者自らが所有し居住する市内に所在する住宅。</p> <p>イ 補助事業を実施する者自らの居住の用に供するために市内に新築する住宅。</p> <p>ウ 補助事業を実施する者の居住の用に供するために取得する、未使用の設備が住宅を販売する事業者等により予め設置された市内に所在する住宅。</p> <p>エ 第三者が所有し、補助事業を実施する者自らが居住する市内に所在する住宅。</p>
定置用リチウムイオン蓄電システム	<p>(1) 市への交付申請の日までに住宅用太陽光発電設備（太陽電池を利用して電気を発生させるための定置型の設備であって、設置された住宅において電気が消費されるものをいう。以下同じ。）が設置されていること。なお、接続する住宅用太陽光発電設備は、新設・既設を問わない。</p> <p>(2) 次の各項のいずれかに該当すること。</p> <p>ア 補助事業を実施する者自らが所有し居住する市内に所在する住宅。</p> <p>イ 補助事業を実施する者自らの居住の用に供するために市内に新築する住宅。</p> <p>ウ 補助事業を実施する者の居住の用に供するために取得する、未使用の設備が住宅を販売する事業者等により予め設置された市内に所在する住宅。</p>

	<p>エ 第三者が所有し、補助事業を実施する者自らが居住する市内に所在する住宅。</p>
窓の断熱改修	<p>(1) 窓の断熱改修の工事に着工する前日までに建築工事が完了していること。</p> <p>(2) 次の各項のいずれかに該当すること。</p> <p>ア 補助事業を実施する者自らが所有し居住する市内に所在する住宅。</p> <p>イ 第三者が所有し、補助事業を実施する者自らが居住する市内に所在する住宅。</p> <p>ウ 補助事業を実施する者が管理する市内に所在するマンション等。</p>
電気自動車、プラグインハイブリッド自動車	<p>(1) 市への交付申請の日までに住宅用太陽光発電設備が設置され、発電した電気を電気自動車等に充電できること。なお、接続する住宅用太陽光発電設備は、新設・既設を問わない。</p> <p>(2) 市への交付申請の日までに補助事業を実施する者自らが居住する市内に所在する住宅であること。</p> <p>(3) 別表6において、住宅用太陽光発電設備及びV2H充放電設備を併設する場合の補助を受けようとするときは、市への交付申請の日までにV2H充放電設備を設置していること。なお、V2H充放電設備は、新設・既設を問わない。</p>
V2H充放電設備	<p>(1) 市への交付申請の日までに住宅用太陽光発電設備が設置され、かつ、電気自動車等が導入されていること。なお、接続する住宅用太陽光発電設備は、新設・既設を問わない。また、電気自動車等は、新規導入・導入済みを問わない。</p> <p>(2) 次の各項のいずれかに該当すること。</p> <p>ア 補助事業を実施する者自らが所有し居住する市内に所在する住宅。</p> <p>イ 補助事業を実施する者自らの居住の用に供するために市内に新築する住宅。</p> <p>ウ 補助事業を実施する者の居住の用に供するために取得する、未使用の設備が住宅を販売する事業者等により予め設置された市内に所在する住宅。</p> <p>エ 第三者が所有し、補助事業を実施する者自らが居住する市内に所在する住宅。</p>

別表3 (第4条) 補助対象者の要件 (共通要件)

補助対象設備の種類	補助対象者の要件
第2条第1項に掲げるすべての補助対象設備	<p>(1) 市に納付すべき税を滞納していないこと。</p> <p>(2) 設備の設置費等を負担し、設備等を所有すること。(所有権留保付きローン(残価設定型の契約を含む。)で購入し、所有者が販売店又はファイナンス会社等である場合及びリースにより導入し、所有者がリース事業者等である場合を含む。)</p> <p>(3) 補助対象設備の導入をリースで行う場合には、設置者とリース事業者が共同で補助事業を行うものとする。また、リース事業者は、リースを受ける者から領収する月額リース料金を減額する形で補助金相当分を還元するものとする。</p> <p>なお、リース契約については、次のいずれかを満たすことを要件とする。</p> <p>ア リース期間が第10条第2項に規定する財産処分制限期間以上の契約となっていること。</p> <p>イ アを満たさない場合は、リース期間終了後に設置者が補助対象設備を購入する契約となっていること。</p>

別表4 (第4条) 補助対象者の要件 (補助対象設備ごとの要件)

補助対象設備の種類	補助対象者の要件
家庭用燃料電池システム(エネファーム)、定置用リチウムイオン蓄電システム*、V2H充放電設備	<p>(1) 市内に住所を有する個人であること。 (市への交付申請の日までに住民登録をする場合を含む。)</p> <p>(2) 補助対象設備を設置する住宅が、第三者が所有し、補助事業を実施する者自らが居住する住宅である場合は、全ての所有者から補助事業の実施について同意を得ていること。</p> <p>(3) 補助対象設備を設置する住宅において、設置する設備と同じ種類の補助対象設備に対し、自ら又は自らと同一の世帯を構成する者が、白井市住宅用省エネルギー設備等設置補助金交付要綱又は白井市住宅用設備等脱炭素化促進事業補助金交付要綱に基づく補助を受けていないこと。</p>

窓の断熱改修	<p>補助対象設備を導入する住宅が、別表 2 「窓の断熱改修」の（2）ア又はイに該当する場合</p> <p>（1）市内に住所を有する個人であること。 （市への交付申請の日までに住民登録をする場合を含む。）</p> <p>（2）補助対象設備を設置する住宅が、第三者が所有し、補助事業を実施する者自らが居住する住宅である場合は、全ての所有者から補助事業の実施について同意を得ていること。</p> <p>（3）補助対象設備を設置する住宅において、設置する設備と同じ種類の補助対象設備に対し、自ら又は自らと同一の世帯を構成する者が、白井市住宅用省エネルギー設備等設置補助金交付要綱又は白井市住宅用設備等脱炭素化促進事業補助金交付要綱に基づく補助を受けていないこと。</p>
	<p>補助対象設備を導入する住宅が、別表 2 「窓の断熱改修」の（2）ウに該当する場合</p> <p>（1）補助対象設備を設置する市内のマンション等のマンション管理組合であること。</p> <p>（2）補助対象設備を設置するマンション等において、白井市住宅用設備等脱炭素化促進事業補助金交付要綱に基づき同じ種類の補助対象設備の補助を受けていないこと。</p>
電気自動車、プラグインハイブリッド自動車	<p>（1）市内に住所を有する個人であること。（市への交付申請の日までに住民登録をする場合を含む。）</p> <p>（2）補助対象設備を導入する住宅において、導入する設備と同じ種類の補助対象設備に対し、申請者が白井市住宅用設備等脱炭素化促進事業補助金交付要綱に基づく補助を受けていないこと。</p>

※定置用リチウムイオン蓄電システムの設置者又は自らと同一の世帯を構成する者が、県の他の同種の補助金の交付を重複して受けていないこと。

別表 5 （第 5 条） 補助対象経費

補助対象設備の種類	補助対象経費
家庭用燃料電池システム（エネファーム）	設備本体（燃料電池ユニット、貯湯ユニット等）及び付属品（給湯器、リモコン等）の購入費、工事費（据付・配線・配管工事等）

定置用リチウムイオン蓄電システム	設備本体（蓄電池部、電力変換装置、蓄電システム制御装置等）及び付属品（計測・表示装置、キュービクル等）の購入費、工事費（据付・配線工事等）
窓の断熱改修	設備本体（ガラス、窓）及び高断熱窓の設置と不可分の工事費（窓・ガラスの取付け費、内窓取付け時に必要な額縁・ふかし枠、カバー工法によるサッシ、外部・内部シーリング等の費用、仮設足場費、既存設備の解体撤去費等） ※網戸、雨戸等の窓付属部材費は対象経費に含まない。 ※ガラスが付随するドアそのものの本体及びその交換に要する工事費は対象経費に含まない。
電気自動車	電気自動車本体の購入費
プラグインハイブリッド自動車	プラグインハイブリッド自動車本体の購入費
V 2 H 充放電設備	V 2 H 充放電設備本体の購入費

別表 6 （第 5 条） 補助金の額

補助対象設備の種類	補助金の額※
家庭用燃料電池システム（エネファーム）	上限 1 0 万円
定置用リチウムイオン蓄電システム	上限 7 万円
窓の断熱改修	補助対象設備を導入する住宅が、別表 2 「窓の断熱改修」の（2）ア又はイに該当する場合 補助対象経費×1 / 4 （上限 8 万円）
	補助対象設備を導入する住宅が、別表 2 「窓の断熱改修」の（2）ウに該当する場合 補助対象経費×1 / 4 （上限 8 万円×改修を行う戸数）
電気自動車・プラグインハイブリッド自動車	住宅用太陽光発電設備及び V 2 H 充放電設備を併設する場合 上限 1 5 万円
	住宅用太陽光発電設備を併設する場合 上限 1 0 万円
V 2 H 充放電設備	補助対象経費×1 / 1 0 （上限 2 5 万円）

※各設備とも申請者が負担する設置費の額を上限とし、補助金額に千円未満の端数が生じるときは、これを切り捨てた額とする。

※窓の断熱改修にあたっては、補助対象経費の1/4の額もしくは、設備ごとに補助対象経費の額を上限のいずれか低い額とする。

※V2H充放電設備にあたっては、補助対象経費の1/10の額もしくは、設備ごとに補助対象経費の額を上限のいずれか低い額とする。

別表7 (第10条) 財産処分制限期間

補助対象設備の種類	財産処分制限期間
家庭用燃料電池システム（エネファーム）	6年
定置用リチウムイオン蓄電システム	6年
窓の断熱改修	10年
電気自動車	4年
プラグインハイブリッド自動車	4年
V2H充放電設備	5年